

東急不動産株式会社「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和4年12月21日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮城県気仙沼市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大55,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 9月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年12月 8日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年12月21日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)においては、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、稼働中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、当該事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域及びその周辺には、宮城県の県立自然公園条例(昭和 34 年宮城県条例第 20 号)に基づく県立自然公園気仙沼が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念され、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念され、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川及び沢筋からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池

の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、オオハクチョウの主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において、植生自然度が高いとされたヤナギ低木群落(Ⅳ)、ヤマハンノキ群落等の植生及び森林法に基づき指定された保安林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること

等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

想定区域は、全域が宮城県の県立自然公園条例に基づく県立自然公園気仙沼に指定されており、当該県立自然公園の主要な眺望点である「徳仙丈山」等が存在するほか、想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された三陸復興国立公園が位置しており、当該国立公園の利用施設計画に位置付けられている「亀山園地」、「岩井崎園地」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの眺望景観に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該県立自然公園及び当該国立公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域は、全域が宮城県の県立自然公園条例に基づく県立自然公園気仙沼に指定されており、「市民の森」等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。